

令和5年3月9日

各地（学）区社会福祉協議会 御中

広島市社会福祉協議会事務局長

新型コロナウイルス感染症への対応について（第31報）

みだしの件につきまして、この度、国による「マスクの着用」の考え方の見直しに伴い、広島県において、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」が改正されるとともに、国から「新型コロナウイルス感染症の感染防止に配慮して通いの場等の取組を実施するための留意事項」が発出され、マスクの着用の考え方が示されました。

これを受けて、広島市から送付資料1のとおり、令和5年3月13日以降のマスク着用に関してのお願いがありました。

つきましては、令和5年3月13日から当面の間、地（学）区社会福祉協議会が主催されるイベント等（会議、研修、講座含む。）の開催に当たっては、下記に留意の上、実施していただきますようお願いいたします。

記

- ・ 感染対策におけるマスク着用については、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本としつつ、換気、手洗い、手指消毒等の感染防止対策は継続する。
- ・ ただし、高齢者の通いの場等（認知症カフェ、高齢者を対象とした研修会等）の開催に当たっては、高齢者等重症化リスクが高い方などの感染防止の観点から、当面の間、運営者、参加者等に対してマスクの着用を推奨する。

【送付資料】

- 1 地（学）区社会福祉協議会が主催されるイベント等におけるマスクの着用等について（広島市健康福祉局地域共生社会推進課、高齢福祉課）
- 2 「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」（令和5年2月21日 新型コロナウイルス感染症広島県対策本部）3(3)マスクの着用（抜粋）
- 3 マスク着用に関するチラシ（厚生労働省）

【問合せ先】

（社福）広島市社会福祉協議会
地域福祉推進課 地域福祉係
TEL：264-6403
FAX：264-6413

令和5年3月9日

各地（学）区社会福祉協議会 御中

広島市健康福祉局地域共生社会推進課
高齢福祉課

地（学）区社会福祉協議会が主催されるイベント等におけるマスクの着用について（お願い）

この度、国による「マスクの着用」の考え方の見直しに伴い、別添のとおり、広島県において、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」が改正されるとともに、国から「新型コロナウイルス感染症の感染防止に配慮して通いの場等の取組を実施するための留意事項」が発出され、マスク着用の考え方が示されました。

つきましては、これらの通知を踏まえ、令和5年3月13日から当面の間、地（学）区社会福祉協議会が主催されるイベント等（会議、研修、講座含む。）の開催に当たっては、下記に御留意の上で実施していただきますようお願いいたします。

記

- ・ 感染対策におけるマスク着用については、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本としつつ、換気、手洗い、手指消毒等の感染防止対策は継続する。
- ・ ただし、高齢者の通いの場等（認知症カフェ、高齢者を対象とした研修会等）の開催に当たっては、高齢者等重症化リスクが高い方などの感染防止の観点から、当面の間、運営者、参加者等に対してマスクの着用を推奨する。

【別添資料】

- 「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」（令和5年2月21日新型コロナウイルス感染症広島県対策本部）3(3)マスクの着用（抜粋）

〈問合せ先〉 広島市役所健康福祉局
地域共生社会推進課 湯浅
電話（082）504-2603
高齢福祉課管理係 守岡
電話（082）504-2143
高齢福祉課福祉係 高橋
電話（082）504-2145

新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針
(令和2年5月15日制定(令和5年2月21日一部改正))
3(3)マスクの着用(抜粋)

- 感染防止対策における「マスクの着用」の考え方については、令和5年3月13日から行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とする。
- ただし、高齢者等重症化リスクの高い方などの感染を防ぐため、マスクの着用が効果的な次の場面等では、マスク(不織布マスクを推奨)の着用を推奨する。

【マスクの着用が効果的な場面等】

- ① 医療機関受診時
- ② 高齢者等重症化リスクが高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時
- ③ 通勤ラッシュ時等混雑した電車やバス(概ね全員の着席が可能であるもの(新幹線、高速バス、貸切バス等)を除く。)に乗車する時
- ④ 新型コロナの流行期に重症化リスクの高い方が混雑した場所に行く時
- ⑤ 高齢者等重症化リスクが高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等の従事者については、勤務中(勤務中であっても、従業員にマスクの着用が必要ないと考えられる具体的な場面については、各医療機関や高齢者施設等の管理者が適宜判断する。例えば、周囲に人がいない場面や、患者や入所者と接さない場面であって会話を行わない場面等においてはマスクの着用を求めない、といった判断が想定される。)

- 周囲の方に感染を広げないため、新型コロナの陽性者は自宅(宿泊)療養期間中、同居家族等の濃厚接触者は待機期間中の外出を自粛するとともに、発熱等の症状のある方も外出を控える。なお、通院等やむを得ず外出をする時には、人混みを避け、マスクを着用する。
- マスクの着用は個人の判断に委ねられるものであるが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容される。

これまで屋外では原則不要、屋内では原則着用としていましたが

令和5年3月13日から

マスク着用は個人の判断が基本となります

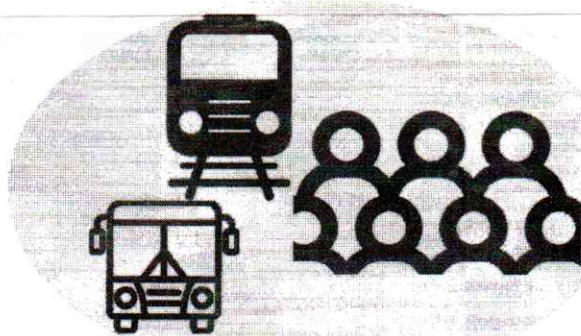
ただし、以下のような場合には注意しましょう

周囲の方に、感染を広げないために

マスクを着用しましょう



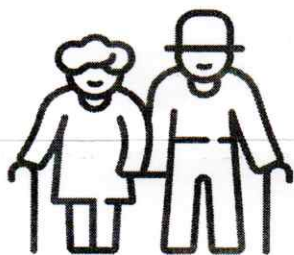
受診時や医療機関・
高齢者施設などを訪問する時



通勤ラッシュ時など混雑した
電車・バスに乗車する時

ご自身を感染から守るために

マスク着用が効果的です



高齢者



慢性肝臓病
がん
心血管疾患 など

基礎疾患を有する方



妊婦

重症化リスクの高い方が感染拡大時に混雑した場所に行く時

本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、
個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いします

※事業者の判断でマスク着用を求められる場合や従業員がマスクを着用している場合があります